**介護保険法に基づく各種サービスの**

**定款及び登記事項証明書への事業名の記載について**

　介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受ける場合は、法人の定款及び登記事項証明書に、指定を受けようとする事業の記載が必要です。以下の通り記載例を提示しますので参考にしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **サービス名** | **定款及び登記事項証明書への記載（例）** | **介護保険法の条項** |
| 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、  訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、  通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、  短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、  福祉用具貸与、特定福祉用具販売 | 介護保険法に基づく  居宅サービス事業 | 第８条第１項 |
| 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、  認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、  認知症対応型共同生活介護、  地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、  定期巡回・随時対応型訪問介護看護、  看護小規模多機能型居宅介護、 | 介護保険法に基づく  地域密着型サービス事業 | 第８条第１４項 |
| 居宅介護支援 | 介護保険法に基づく  居宅介護支援事業 | 第８条第２４項 |
| 介護老人福祉施設、介護老人保健施設 | 介護保険法に基づく  施設サービス事業 | 第８条第２６項 |
| 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、  介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、  介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護  介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護  介護予防特定施設入居者生活介護、  介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売 | 介護保険法に基づく  介護予防サービス事業 | 第８条の２  第１項 |
| 介護予防認知症対応型通所介護、  介護予防小規模多機能型居宅介護、  介護予防認知症対応型共同生活介護 | 介護保険法に基づく  地域密着型介護予防  サービス事業 | 第８条の２  第１２項 |
| 介護予防支援 | 介護保険法に基づく  介護予防支援事業 | 第８条の２  第１６項 |
| 訪問介護型・生活支援訪問型サービス、  通所介護型・生活支援通所型サービス | 介護保険法に基づく  第１号事業 | 第１１５条の  ４５第１項 |